

ひは預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。二月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

(二) 一般生活費

之は直接子供の費用として區別出来ない支出項目です。二月中に現金を支出した額を記入して下さい(一月分でも二月に支出したらいりませんが、反對に二月中でも翌月支拂のものは除かれます)。他から贈與を受けた物、及び自家生製品の代價は記入に及びません。

住居費 借家の場合は月額家賃を記して下さい。

「其他」には住居の修繕費(家屋は勿論、住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、畳替等)や、水道料、井戸の入費、家具、什器及設備費等を包括します。

食費 米麥費には米麥の外之に代用支給せらるゝウドン代、パン代をも入れて下さい。「其他」は副食物費、調味料、漬物代或ひは外食費等一切を含みます。育児費中の牛乳代、間食代も入ります。

被服費 之は大人用(家庭用を含む)と子供用とに區別して下さい。綿代、糸代、仕立代、洗濯料も含まれます。
光熱費 「其他」には、石炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

(ホ) 育児費

直接子供の養育に費した二月中の現金支出額を書いて下さい。

牛乳代 乳製品代をも含みますが、大人の飲用し六分は除外して下さい。
間食代 食事時以外に給するおやつ等の費用です。之も大人が食べた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、帽子(學帽を含む) 徽章、飾、髪飾、リュックサック代等が入ります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代をも含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、雜誌、繪本、各種學用品代、其の他學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之に入りますが、學校貯金や肝油代、學校給食費は之を除きます。

保健費 散髪料、入浴料や學校で給する肝油、滋養劑等の費用を含みます。

醫療費 病氣の場合の醫藥代、治療費、看護婦料、其の他豫防注射費等を指します。

「其他」 通學に要する費用、學校以外で繪や書方、茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

(ハ) 生活規模

記入して下さい。生活規模を書いて頂いて、之と育児費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各種の手當(居殘、宿直、家族手当等)及財產收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。

室敷及疊敷 現在住んである家屋(母屋)の部屋數と、疊敷を書いて下さい。間借やアパート住の場合は其の使用室數と疊敷だけで結構です。

衣符切符消費量 昨年二月支給以來本年一月末迄の一箇年間に消費した點數を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件公布

行政簡素化實施の爲にする厚生省官制中改正の件は昭和十七年十一月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省

官制中改正ノ件(昭和十七年十一月一日勅令第七百六十號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條中「及勞務」ヲ「勤勞及社會保險」ニ改ム

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ

事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項

三 所管行政ノ考查一般ニ關スル事項

四 厚生省研究所ニ關スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

人口局

衛生局

生活局

勤勞局

保險局

第四條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 體力管理ニ關スル事項

三 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

四 母乳及乳幼兒ノ保護指導ニ關スル事項

五 其ノ他ノ人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項

ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫事及藥事ニ關スル事項

二 衛生資材ニ關スル事項

三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ關スル事項

四 檢疫及傳染病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項

五 其ノ他醫務ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民生活ノ指導ニ關スル事項

二 住宅ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 救護及救療ニ關スル事項

五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

二 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

三 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

四 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

五 工場及鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事項

六 其ノ他勤勞ニ關スル事項

第八條 保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險、國民健康保險及勞働者災害扶助責任

保險ニ關スル事項

二 船員保險及勞働者年金保險ニ關スル事項

三 其ノ他社會保險ニ關スル事項

第九條中「勞働局」ヲ「勤勞局」ニ改ム

第十一條中「事務官專任二十五人」ヲ「事務官專任二十

二人」ニ、「理事官專任九人」ヲ「理事官專任十六人」ニ改

ム

第十二條 厚生省ニ技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官

ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十三條 厚生省ニ技師專任四十人ヲ置ク奏任トス上

官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十三條ヲ第十四條トシ第十三條ノ二ヲ第十五條トス

第十四條中「專任百十七人」ヲ「專任百七十六人」ニ改メ

同條ヲ第十六條トス

第十五條中「技手專任三十人」ヲ「技手專任二十四人」ニ

改メ同條ヲ第十七條トス

第十六條中「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任五人」

ニ改メ同條ヲ第十八條トス

第十七條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條

ヲ第十九條トス

第十八條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條

ヲ第二十條トス

第十九條ヲ第二十一條トシ第十九條ノ二ヲ第二十二條

トシ第二十條ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保險院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ保險院職員ノ職ニ在リテ社會保險局

ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ保險院書記

官ハ厚生書記官ニ、保險院事務官ハ厚生事務官ニ、保

險院理事官ハ厚生理事官ニ、保險院技師又ハ保險院保

險技師ハ厚生技師ニ、保險院屬ハ厚生屬ニ、保險院技

手ハ厚生技手ニ同官等俸給又ハ現ニ受クル待遇相當官

等ニ相當スル官等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸

ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ保險院職員ニシテ休職ト

爲リタル際社會保險局ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セ

ラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ厚生省職員ニ

同官等俸給又ハ現ニ受クル待遇相當官等ニ相當スル官

等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレ

タルモノトス

〔參照〕

昭和十三年一月十一日勅令第七號厚生省官制抄錄

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會

事業其ノ他國民生活ノ保護指導及勞務ニ關スル事

務ヲ管理ス

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ

外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

(左記略ス)

第三條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第五條 豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第七條 勞働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第八條 職業局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第十二條 厚生省ニ技師專任四十二人ヲ置ク奏任ト

ス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十條 厚生省ニ産業安全研究所ヲ置キ工場事業

場ニ於ケル災害豫防ノ調査研究及工場事業場ニ於

ケル災害豫防ニ關スル技術者ノ養成訓練ヲ掌ラシ

ム

産業安全研究所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

厚生省分課規程の改正

行政簡素化實施の爲にする厚生省官制中改正に伴

ひ、厚生省分課規程は左の如く改正を見、昭和十七年

十一月一日より施行せらるることとなつた。

厚生省分課規程改正

大臣官房

秘書課

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項

一 官吏ノ服務ニ關スル事項

彙報

總務課

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

一 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル

事項

一 所管行政ニ必要ナル資料ニ關スル事項

一 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

一 厚生省研究所ニ關スル事項

一 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

一 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

一 官報掲載ニ關スル事項

一 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

一 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項

一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

會計課

一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ

豫算決算並ニ會計ニ關スル事項

一 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

一 國有財産及物品ニ關スル事項

一 營繕ニ關スル事項

一 省中取締ニ關スル事項

一 傭人ノ進退及監督ニ關スル事項

一 厚生省職員共済組合ニ關スル事項

人口局

涵養課

一 恩給ニ關スル事項

一 敍位勲及褒賞ニ關スル事項

一 儀式禮典ニ關スル事項

一 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

一 機密ニ關スル事項

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

一 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル

事項

一 所管行政ニ必要ナル資料ニ關スル事項

一 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

一 厚生省研究所ニ關スル事項

一 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

一 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

一 官報掲載ニ關スル事項

一 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

一 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項

一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

會計課

一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ

豫算決算並ニ會計ニ關スル事項

一 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

一 國有財産及物品ニ關スル事項

一 營繕ニ關スル事項

一 省中取締ニ關スル事項

一 傭人ノ進退及監督ニ關スル事項

一 厚生省職員共済組合ニ關スル事項

人口局

涵養課

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

一 但シ榮養ニ關スルモノヲ除ク

一 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項

一 保健所及保健婦ニ關スル事項

一 國民體力管理ニ關スル事項

一 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健

ニ關スル事項

修練課

一 國民修練ノ企畫ニ關スル事項

一 國民修練ノ實施ニ關スル事項

一 修練施設ニ關スル事項

一 體力檢査後ノ措置ニ關スル事項

母子課

一 妊産婦及乳幼兒ノ保健指導ニ關スル事項

一 保育施設ニ關スル事項

一 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

一 國民優生法ノ施行其ノ他民族優生ニ關スル事

項

一 他ノ主管ニ屬セザル母性及乳幼兒ノ保護指導

ニ關スル事項

鍛鍊課

一 國民鍛鍊ノ企畫ニ關スル事項

一 武道及體育運動ノ調査研究並ニ普及獎勵ニ關

スル事項

一 武道及體育運動指導者ノ教育ニ關スル事項

一 武道及體育運動團體ニ關スル事項

一 武道場、鍛鍊廣場其ノ他鍛鍊施設ニ關スル事

項

四七